

○小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年4月1日

告示第18号

改正 平成30年4月1日告示第21号

平成30年7月30日告示第46号

令和元年9月24日告示第68号

令和2年12月1日告示第111号

令和3年6月1日告示第49号

小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成24年小豆島町告示第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)において使用する用語の例による。

(総合事業の実施方法)

第3条 町長は、総合事業について、町が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

- (1) 指定事業者(法第115条の45の3第1項に基づく指定事業者をいう。)による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者(以下「事業者」という。)に対する委託による実施
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助

(総合事業の内容)

第4条 町長は、総合事業として次の各号に掲げる事業を実施することとし、事業の内容等は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) サービス事業(以下「第1号事業」という。)
 - ア 訪問型サービス(第1号訪問事業)
 - イ 通所型サービス(第1号通所事業)
 - ウ その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)
 - エ 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 地域リハビリテーション活動支援事業
- オ 一般介護予防事業評価事業

(第1号事業に要する費用)

第5条 第1号事業に要する費用は、別表第2に定めるとおりとする。

(第1号事業に係る支給費)

第6条 町長は、要支援者及び事業対象者等が第1号事業を利用したときは、その費用を支給することができる。

2 訪問型サービス及び通所型サービスに係る支給費の額は、省令第140条の63の2第1項第1号イ(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70)及びロに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額とする。

3 その他の生活支援サービスに係る支給費の額は、155円とする。ただし、利用者が生活保護受給者の場合は282円とする。

(支給限度額)

第7条 要支援者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同第2号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

3 要介護者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、法第43条第1項の規定により算定した額とする。

(高額介護サービス費等相当事業等)

第8条 町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用料が著しく高額であるときは、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護サービス費等相当事業については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(第1号事業の利用の手続)

第9条 第1号事業の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、介護予防サービス計画作

成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第1号)により、町長に届け出なければならない。ただし、利用希望者が要介護者の場合は、その限りでない。

2 町長は、前項の届出をした者のうち、事業対象者に対し、当該者が事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を被保険者証に記載し、これを交付するものとする。

3 第1項の届出は、当該者に代わって、小豆島町地域包括支援センターが行うことができる。
(第1号事業の利用の決定)

第10条 サービスの利用は、小豆島町地域包括支援センター等が利用希望者の意向を踏まえたうえで、適切なケアマネジメントに基づき判断するものとする。

2 利用希望者は、前項に規定する判断に同意したときは、小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業利用同意書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する同意書を受理したときは、小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業実施通知書(様式第3号)により事業者へ通知するものとする。

(費用負担)

第11条 利用者は、別表第2に定める額から第6条に規定する額を控除した額を負担しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(事業受託者の責務)

第12条 事業者及び事業に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、小豆島町個人情報保護条例(平成18年小豆島町条例第11号)第11条の規定により、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合事業を行ううえで知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事者でなくなった後においても、同様とする。

2 従事者は、その資質を高めるため町が必要と認めた研修会等の参加に努めなければならない。

(関係機関との連携)

第13条 町長は、総合事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、当該総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第21号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第46号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の小豆島町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条の規定は、この告示の施行日以後に要支援者及び事業対象者が受けた総合事業費の支給について適用し、同日前に要支援者及び事業対象者が受けた総合事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則(令和元年告示第68号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第111号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第49号)

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

種類	個別事業名	対象者	事業実施内容	実施事業者	備考
訪問型サービス(第1号訪問事業)	予防訪問サービス	要支援者	従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス	事業者指定基準は別に定める。	
	軽度家事支援サービス	事業対象者、要支援者、要介護者	次に掲げる軽易な日常生活上の援助を行う。 (1) 掃除、洗濯、買い物、布団干し等 (2) 雑草取り等家周りの軽微な手入れ (3) 衣替え時、衣類の整理整頓 (4) 散歩の付き添い等の外出時の援助 (5) その他町長が必要と認める援助	社会福祉協議会、シルバー人材センター、介護事業所等この事業を適切に実施することができると認められる事業所	※予防訪問サービスとは同時に利用できない。
通所型サービス(第1号通所事業)	予防通所サービス	要支援者	従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス	事業者指定基準は別に定める。	
	介護予防運動教室	事業対象者、要支援者、要介護者	利用者の身体の状況及び希望に応じ、事業実施計画を策定し、当該	社会福祉協議会、シルバー人材センター、介護事業所	※予防通所サービスとは同時に利用でき

			計画に基づきストレッチ体操や筋力トレーニング、バランストレーニングなどを実施する。これらに加え、認知機能向上のためのトレーニングを実施する。	等この事業を適切に実施することができると認められる事業者	ない。
	介護予防入浴サービス	事業対象者、要支援者、要介護者	利用者の希望及び身体状況に応じ、事業実施計画を策定し、当該計画に基づき、入浴、健康観察などを実施する。	社会福祉協議会、シルバー人材センター、介護事業所等この事業を適切に実施することができると認められる事業所	※予防通所サービスとは同時に利用できない。
その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)	配食サービス	事業対象者、要支援者、要介護者	(1) 食事の調理及び配達 (2) 利用者の安否の確認	社会福祉協議会、シルバー人材センター、介護事業所等この事業を適切に実施することができると認められる事業所	

種類	個別事業名	対象者	事業の内容	備考
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント事業	事業対象者、要支援者	介護予防及び日常生活支援を目的として、選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービスの利用に係るケアマネジメントを行う。	小豆島町地域包括支援センターにおいて行う。
一般介護予防事業	介護予防把握事業	第1号被保険者、その支援のため	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防事業につなげる事業	
	介護予防普及啓発事業	の活動に関わる者その他介護予	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び	

		防に取り組むため町長が適当と認める者	配布、有識者等による講演会等の開催並びに介護予防教室を行う事業	
	地域介護予防活動支援事業		介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成支援及び社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を行う事業	
	地域リハビリテーション活動支援事業		リハビリテーション専門職等が介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へ助言等を行う事業	
	一般介護予防事業評価事業		一般介護予防事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る事業	

別表第2(第5条関係)

事業名	種類	事業名	基本単価
介護予防・生活支援サービス事業 (サービス事業)その他の生活支援サービス	訪問型サービス	予防訪問サービス	地域支援事業実施要綱に定める基準を準用するものとする。
		軽度家事支援サービス	30分あたり1,210円とする。
	通所型サービス	予防通所サービス	地域支援事業実施要綱に定める基準を準用するものとする。
		介護予防運動教室	1回あたり3,620円とする。 ただし認知症予防メニューを取り入れた場合1回あたり100円加算することができる。
		介護予防入浴サービス	1回あたり3,820円とする。
	その他の生活支援サービス	配食サービス	1食あたり660円とする。
介護予防ケアマネジメント事業			地域支援事業実施要綱に定める基準を準用するものとする。